

令和元年 8 月 2 日

～江東5区では初の協定締結！放置自転車を減らします！～

区が「**みんちゅうSHARE-LIN(シェアリン)**」を活用する協定を締結！

本日、区では、駅周辺の自転車駐車場不足を補うため、アイキューソフィア株式会社が提供する、みんちゅうSHARE-LIN(シェアリン)を活用する協定を、同社と締結した。みんちゅうSHARE-LINとは、スマートフォンアプリによるサービスで、1台でも自転車がとめられる空き地を持っている土地所有者と自転車駐車場を必要としている人を結びつけることにより放置自転車を減らすシステムのこと。

今回の協定は、同社から墨田区へ協力の打診があったことをきっかけに締結に至ったもの。本協定の締結により、区は、民間活力による自転車駐車場の整備促進を図り、放置自転車の削減をめざす。本協定の締結は江東5区の中では初めてとなる。

午後2時から墨田区役所(吾妻橋1-23-20)で行われた協定式には、アイキューソフィア株式会社 代表取締役社長 中野里美氏のほか、山本 亨 墨田区長が出席。歓談後、山本区長と中野氏は協定書に調印し、協定書を取り交わした。

協定の締結を受けて、山本区長は「区民から駐輪場を増やしてほしいとの要望があったので、今回の提案を受けてうれしく思う。今後、本サービスの利用が広がることで、放置自転車が減ってくれればと思う。」と話した。

現在、みんちゅうSHARE-LINは、区内では本所吾妻橋駅周辺で4か所21台の自転車駐車場を設置している。



<「みんちゅうSHARE-LIN(シェアリン)」を活用する協定について>

協定によるメリット

- ・自転車駐車場を必要としている方がスマホやPCを利用して駐車できる。
- ・活用困難な隙間地の活用ができる。
- ・アイキューソフィア株式会社は、区との協定により社会的な信用を高め、墨田区内での駐車場整備を円滑に進めることができる。
- ・区は、予算や財産等の負担なく、自転車駐車場を整備できる。

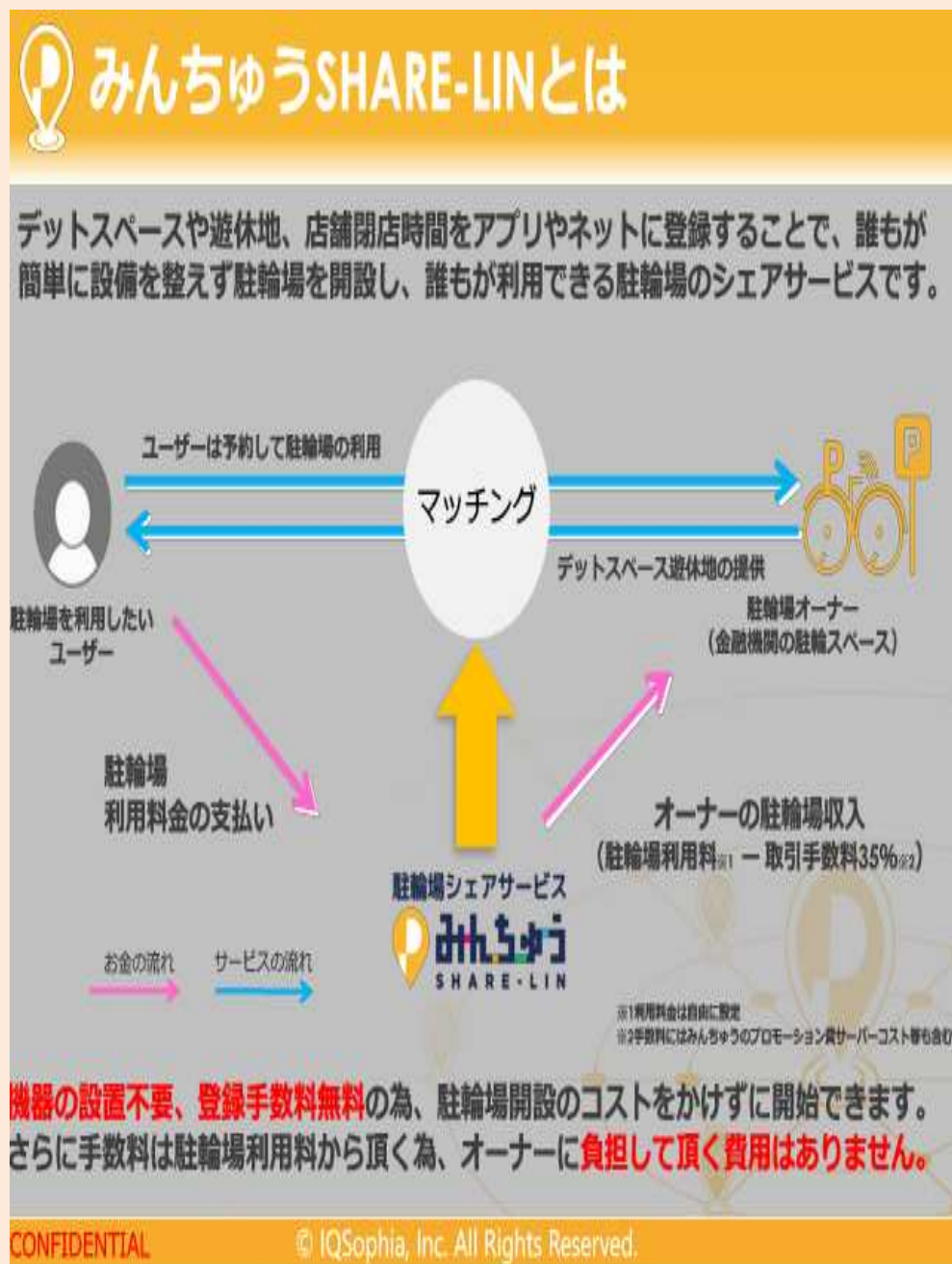
《問合せ》土木管理課

5608-6203

# みんちゅう SHARE-LIN (シェアリン) に係る協定の締結について

## 1 みんちゅう SHARE-LIN

みんちゅう SHARE-LIN はアイキューソフィア株式会社が運営するスマートフォンアプリによるサービスで、1台でも自転車がとめられる場所を持っている土地所有者と駐輪場を必要としている人を結びつけることにより放置自転車を減らすシステムである。



## 2 区内におけるみんちゅうの設置事例

令和元年8月2日現在、みんちゅう SHARE-LIN は本所吾妻橋駅周辺で4か所21台の自転車駐車を設置している。



東駒形3-20-9  
収容台数 2台  
1回100円



東駒形3-21-15  
収容台数 2台 (ラック上段)  
月額1,700円



同じ敷地に複数の駐輪スペースがある場合、一敷地につき1か所としている。

また、アイキューソフィア株式会社は、平成30年2月に神奈川県東大和市、同年12月に台東区、翌31年3月に神奈川県藤沢市とそれぞれ協定を締結している。

## 駐輪場シェアサービスによる自転車駐車場施設の設置及び運営に関する協定書

墨田区（以下「甲」という。）と、アイキューソフィア株式会社（以下「乙」という。）は、墨田区内において乙が設置する自転車駐車場施設に関し、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 本協定は、自転車放置禁止区域における短時間駐輪の利便性向上を図るため、民間の豊富な経験を活かして自転車駐車場を整備し、適正に管理し、及び運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

### （自転車駐車場施設の設置）

第2条 乙は、墨田区における放置自転車の解消及び自転車の利便性向上を図るため、自転車駐車場施設（以下「施設」という。）を設置するものとする。

### （施設の設置場所、規模及び構造）

第3条 施設の設置場所は、墨田区自転車の利用秩序及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和59年墨田区条例第35号）第9条第1項に規定する放置禁止区域とする。

2 乙は、自転車の円滑な出し入れができるよう、施設の所有者と協議を行った上で、その寸法、配置等を定め、駐車区画線、案内板等を設置するものとする。

### （施設の設置場所、規模及び構造の変更）

第4条 乙は、施設の設置場所、規模及び構造を変更する場合は、甲に報告するものとする。

### （施設の管理運営）

第5条 乙は、施設を管理し、運営に係る基本的事項について、決定することができ、これを変更するときも同様とする。

### （甲の協力）

第6条 甲は、施設の供用開始に伴い、墨田区民（以下「区民」という。）に対して、区報、墨田区公式ウェブサイト等により、施設の利用を促進する各種広報活動を行うものとする。

### （甲の損害賠償義務）

第7条 甲は、その責めに帰すべき事由によるこの協定上の義務の不履行により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、乙の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

### （乙の損害賠償義務）

第8条 乙は、この協定上の義務の不履行により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、当該不履行が、甲の責めに帰すべき事由又は不可抗力若しくは法令の変更によるものである場合は、この限りでない。

### （第三者に与えた損害の負担）

第9条 乙は、乙の職務の遂行に当たって故意又は過失があったことにより、利用者その他の第三者に損害を与えた場合は、その実際に発生した直接かつ通常の損害を賠償する責任を負うものとする。

### （協定の有効期間）

第10条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間満了日の1か月前までに、甲と乙のいずれからも書面による解約の申し入れがないときは、更に1

年間更新するものとし、その後も同様とする。

( 疑義等の決定 )

第 1 1 条 この協定に定める事項に関し疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、  
甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 東京都墨田区吾妻橋一丁目 2 3 番 2 0 号

墨田区

代表者 墨田区長 山本 亨

乙 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

アイキューソフィア株式会社

代表取締役社長 中野 里美